

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p><u>第三章 実施機関及び更生援護</u></p> <p> <u>第一節 実施機関等（第九条—第十五条の四）</u></p> <p> <u>第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費</u></p> <p> 第一款 支援費の支給（第十五条の五—第十五条の十六）</p> <p> 第二款 <u>指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（第十五条の十七—第十五条の三十一）</u></p> <p> <u>第三節 居宅介護、施設入所等の措置（第十五条の三十二—第十七条の二）</u></p> <p> 第四章 事業及び施設（第十八条—第二十一条の九）</p> <p> 第五章 費用（第二十二条—第二十七条の二）</p> <p> 第六章 雑則（第二十七条の三—第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（国、地方公共団体及び国民の責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が具現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p><u>第三章 援護を行う者及び福祉の措置（第九条—第十七条の四）</u></p> <p> 第四章 事業及び施設（第十八条—第二十一条の九）</p> <p> 第五章 費用（第二十二条—第二十七条の二）</p> <p> 第六章 雑則（第二十七条の三—第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（国、地方公共団体及び国民の責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が具現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。</p>

ない。

2 (略)

(関係職員の協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

(定義)

第四条 この法律において、「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

2 この法律において、「知的障害者居宅介護」とは、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

2 (略)

(関係職員の協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

(定義)

第四条

5| この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

6| この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

7| この法律において、「知的障害者居宅介護等事業」とは、知的障害者居宅介護に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項の措置に係る者につき、知的障害者居宅介護を提供する事業をいう。

8| この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、知的障害者デイサービスに係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項の措置に係る者（その者を現に介護する者を含む。）につき、第三項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、知的障害者デイサービスを提供する事業をいう。

9| この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、知的障害者短期入所に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項の措置に係る者につき、知的障害者短期入所を提供する事業をいう。

10| この法律において、「知的障害者地域生活援助事業」とは、知的障害者地域生活援助に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項の措置に係る者につき、知的障害者地域生

1| この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

2| この法律において、「知的障害者居宅介護等事業」とは、第十五条の三第一項の措置に係る者につきその者の居宅において同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3| この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者を同項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、その者につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

4| この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、第十五条の三第三項の措置に係る者を同項の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

5| この法律において、「知的障害者地域生活援助事業」とは、第十六条第三項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う事業をいう。

活援助を提供する事業をいう。

11| この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居室において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十一条第二項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第五条 (略)

2| この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤支援並びに心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援をいう。

3| この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。

4| この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設(知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

5| この法律において、「知的障害者通勤支援」とは、知的障害者通勤に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

6| この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居室において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十三条第三項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第五条 (略)

第三章 実施機関及び更生援護

第一節 実施機関等

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときは入所前におけるその者の所在地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

4 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」と

第三章 援護を行う者及び福祉の措置

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める知的障害者に対する援護は、居住地を有する知的障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する都道府県又は市町村が、居住地を有しないか、又は明らかでない知的障害者については、その現在地の都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地を管轄する福祉事務所を設置する都道府県又は市町村が、その者が入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその者の現在地の都道府県が、この法律に定める援護を行うものとする。

いう。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 市町村長は、十八歳以上の知的障害者につき第三項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第三項各号に掲げる業務又は同条第四項及び第五項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所(以下「知的障害者福祉司」)の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わ

なければならぬ。

一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。

3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行

【参考】

(知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)を設けなければならない。

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行

うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第十三条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。

3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 知的障害者の福祉に関し、第十一条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所长」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第九条第三項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 市の知的障害者福祉司は、第十条第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは

うことができる。

4 前各項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第十条 都道府県は、知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置かなければならない。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、知的障害者福祉司を置くことができる。

3 知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所长」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行うこと。

4 知的障害者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る前項第二号の業務については、他に置かれている知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 知的障害者福祉司は、前項の規定により福祉事務所长から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言
しななければならない。

第十四条 (略)

第十一条 (略)

(知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する
相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)を設けなければな
らない。

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として、次
の業務を行うものとする。

1 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずる
こと。

2 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行
い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行
うことができる。

4 前各項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事
項は、政令で定める。

(福祉事務所)

第十三条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務
を行うものとする。

1 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

2 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行
うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

2 福祉事務所長は、十八歳以上の知的障害者につき前項第二号の業務

(知的障害者相談員)

第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2・3 (略)

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援助その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれていた環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携

を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

3 都道府県の福祉事務所長は、第一項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(協力機関)

第十四条 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する知的障害者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行う事務に協力しなければならない。

(知的障害者相談員)

第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2・3 (略)

及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことが出来るよう配慮しなければならない。

(利用の調整等)

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の利用者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の利用者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費

第一款 支援費の支給

(居宅生活支援費の支給)

第十五条の五 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知

的障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（知的障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用（第三項及び次条において「特定日常生活費」という。）を除く。）

2] 知的障害者地域生活援助以外の知的障害者居宅支援に係る居宅生活支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

1] 知的障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額とする。）

2] 十八歳以上の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3] 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の額は、知的障害者地域生活援助に係る指定居宅支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内に

において市町村長が定める基準により算定した額（その額が当該指定居宅支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）とする。

（居宅生活支援費の受給の手続）

第十五条の六 十八歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあつては、十八歳未満の知的障害者を含む。第五項において同じ。）は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 知的障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第一項及び第十五条の八において「支給量」という。）

4 前項第一号の期間は、知的障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

5 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた十八歳以上の知的障害者（以下「居宅支給決定知的障害者」という。